
伊豆市
一般廃棄物処理基本計画
(概要版)

平成19年3月

伊 豆 市

伊豆市一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

目次

(策定趣旨)

- 1 計画策定の背景と位置づけ 1
- 2 計画の概要 2

(ごみ処理基本計画)

- 3 ごみ処理の現状と課題 3
- 4 基本理念 8
- 5 将来目標 10
- 6 施策推進のスケジュール 11

(生活排水処理基本計画)

- 7 生活排水処理の現状と課題 12
- 8 基本理念 16
- 9 将来目標 17
- 10 施策推進のスケジュール 1

1 計画策定の背景と位置づけ（本編 P.1）

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物の減量・資源化や適正処理に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めるものであり、概ね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合についても、随時見直しを行うことが適当であるとされています。

近年では、「循環型社会形成推進基本法」及び「各種リサイクル法」の制定、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正などが行われるなど、清掃事業を取り巻く法制度や社会情勢が大きく変化している状況に加え、合併により伊豆市の新しい清掃行政を進めていかなければなりません。

そこで、本市では、これらの社会情勢の変化を踏まえ、また「静岡県循環型社会形成計画」、「伊豆市総合計画」などの各種計画と十分に調整を図りつつ、本市における今後の清掃行政のあり方を定めた「伊豆市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）」を策定します。今後は、本計画をもって、一般廃棄物の減量・資源化や施設整備などを具体的に進めていくことになります。

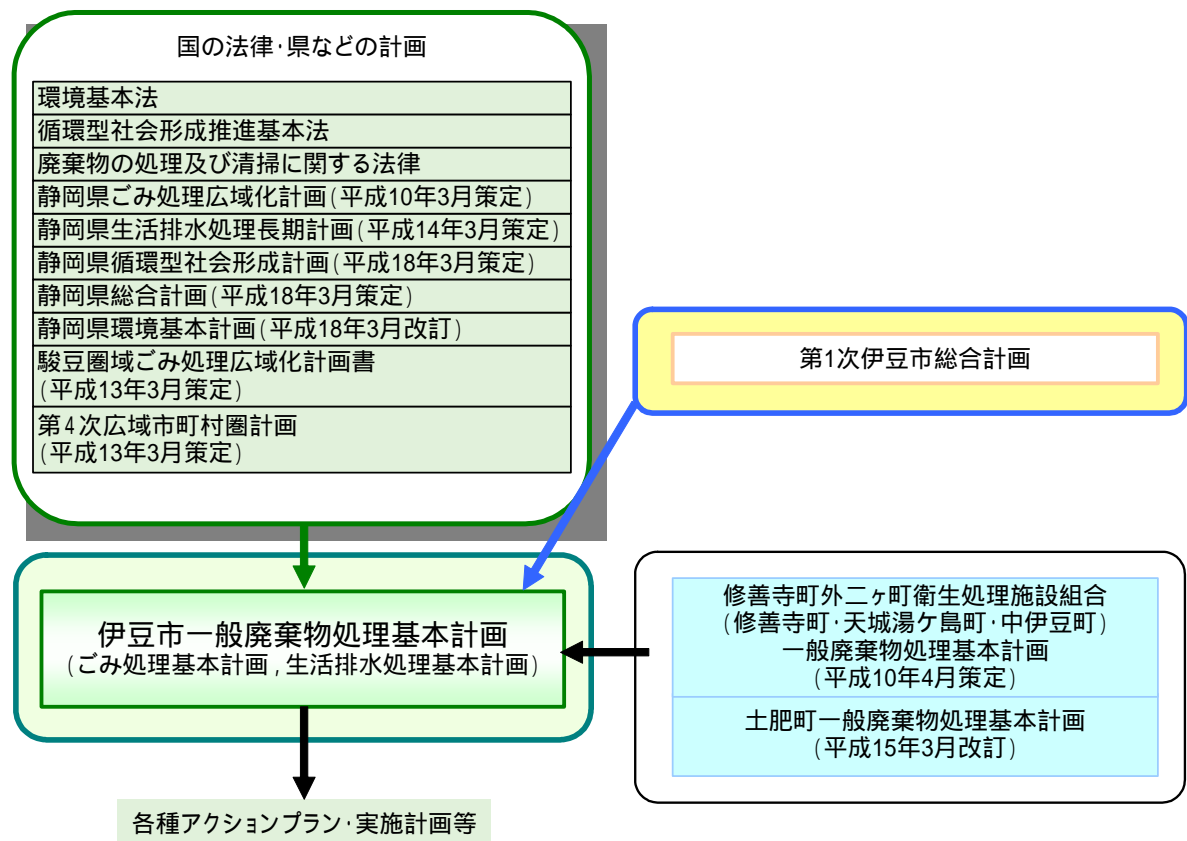


図1 位置づけ

2 計画の概要（本編P.2）

計画目標年次

本計画は、平成 19 年度（西暦 2007 年度）を初年度とした 15 年間の計画期間とし、平成 33 年度（西暦 2021 年度）を目標年次と定めます。

なお、本計画は、概ね 5 年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合についても、随時見直しを行うこととします。

計画目標年次：平成 33 年度（西暦 2021 年度）

計画策定方法

本市では、一般廃棄物の減量化、再利用の促進及びその他廃棄物の適正処理に関する事項を協議するため、市民や各種団体の代表者で構成される「伊豆市一般廃棄物処理対策委員会」を設置しています。

本計画は、この「伊豆市一般廃棄物処理対策委員会」からの意見を聴取し、またパブリックコメントによる幅広い市民からの意見を聴取した上で策定します。

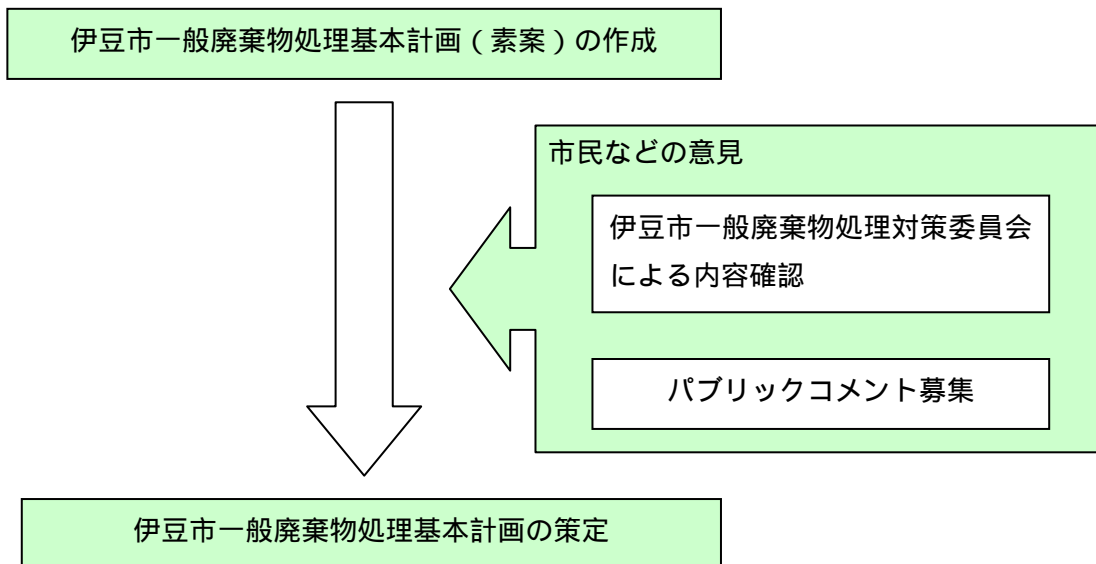


図 2 本計画策定の流れ

3 ごみ処理の現状と課題（本編 P.5）

ごみ処理の流れ

現在、修善寺地区、天城湯ヶ島地区、中伊豆地区の可燃ごみは清掃センターで、土肥地区では伊豆市沼津市衛生施設組合土肥戸田衛生センター（以下、「土肥戸田衛生センター」という。）で焼却処理を行い、その残さは、柿木一般廃棄物最終処分場で埋立処理を行っています。

また、修善寺地区、天城湯ヶ島地区、中伊豆地区の不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源ごみは清掃センターで、土肥地区では土肥リサイクルセンターで資源物と資源化できないものを選別し、積極的な資源化を進めています。なお、資源物のうち、ペットボトル、プラスチック類は、民間事業者の協力を得て、そのまま資源化を進めているものもあります。

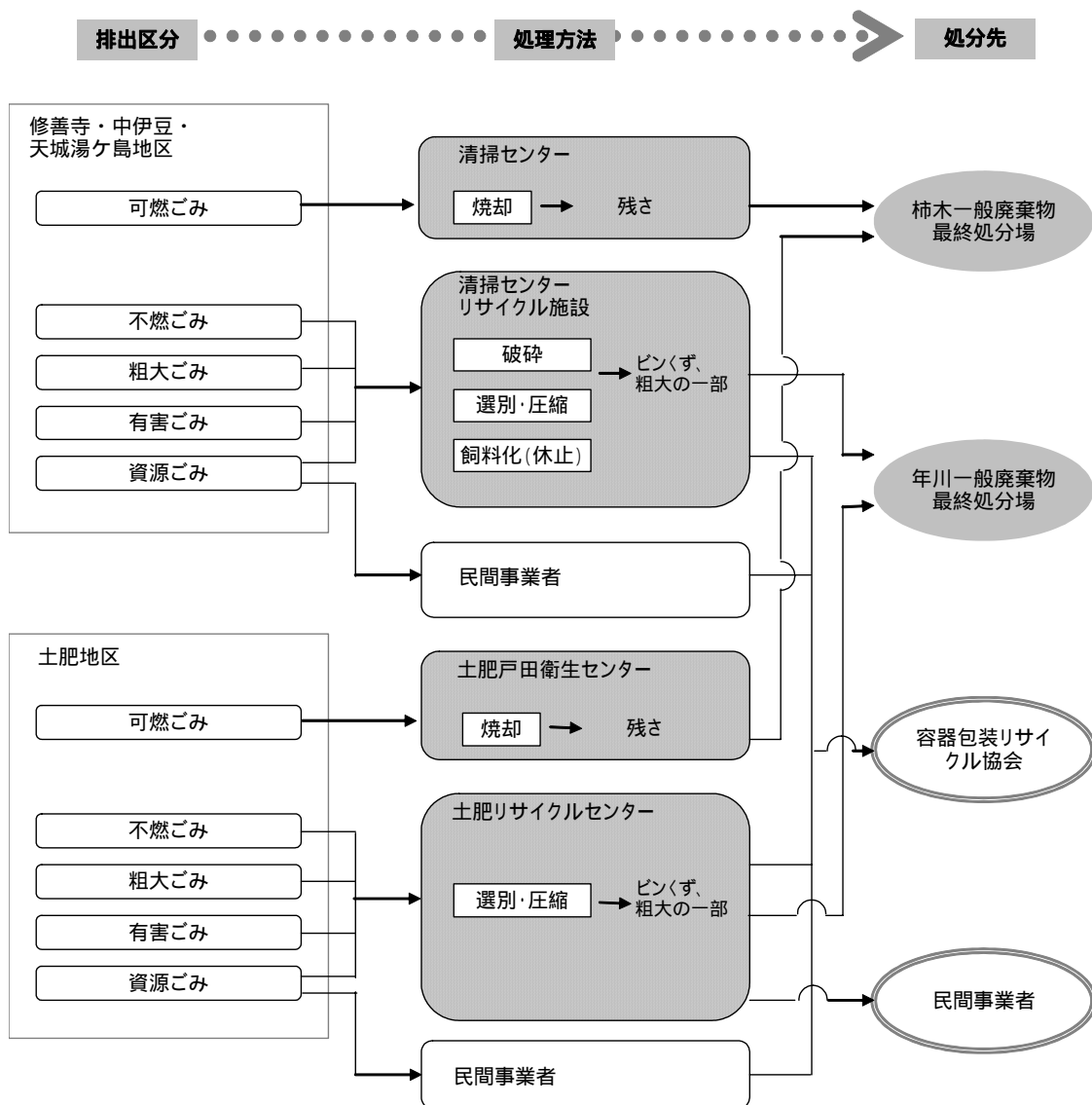


図3 ごみ処理フロー

ごみの排出の状況

本市のごみの収集量は、計画収集人口や事業所数の減少に伴い減少傾向にあり、1人1日あたりのごみ排出量も、横ばいから微減傾向にあります。ごみ排出量の内訳をみると、収集した可燃ごみは、ごみ発生量に対して約46%、収集した資源ごみは、約11%を占めています。

(単位:t/年)

年 度	平成13年度	14	15	16	17
計画収集人口(人)	38,485	38,197	38,055	37,887	37,672
可燃ごみ	7,066	7,048	6,693	5,971	6,780
(収集)					
家庭系ごみ	5,859	5,805	5,411	4,701	5,551
事業系ごみ	1,207	1,243	1,282	1,270	1,229
資源ごみ	1,699	1,517	1,441	1,647	1,648
(収集)					
家庭系ごみ	1,567	1,471	1,397	1,522	1,524
事業系ごみ	132	46	44	125	124
家庭系ごみ小計	7,426	7,276	6,808	6,223	7,075
事業系ごみ小計	1,339	1,289	1,326	1,395	1,353
直接搬入ごみ	5,781	6,012	5,947	5,090	5,338
粗大ごみ他	200	342	336	183	227
ごみ排出量計	14,746	14,919	14,417	12,891	13,993
集 団 回 収	709	712	705	621	676
ごみ発生量計	15,455	15,631	15,122	13,512	14,669

出典:静岡県一般廃棄物処理事業のまとめ

図4 ごみの排出状況

1人1日あたりのごみ排出量

本市の1人1日あたりのごみ排出量を図5に示します。なお、国及び県の1人1日あたりのごみ排出量の原単位は約1,100g/人/日前後で推移しており、本市とほぼ同程度であります。

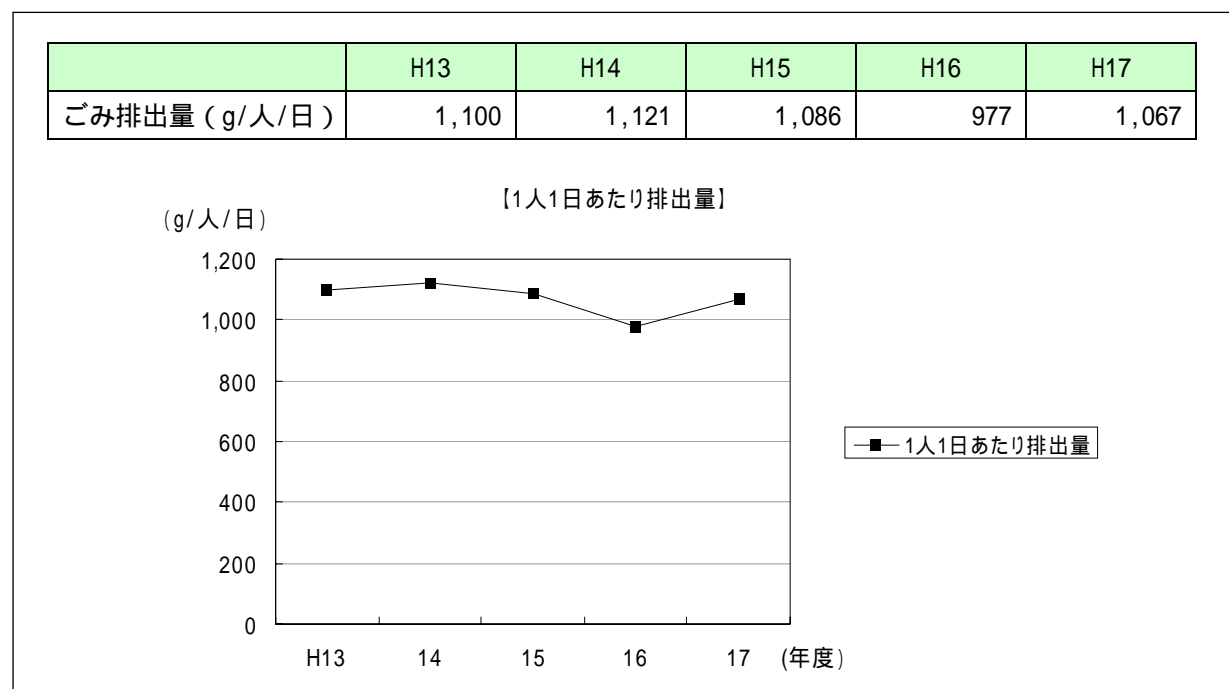


図5 1人1日あたりのごみ排出量

ごみの資源化の状況

表1 リサイクル量の推移（集団回収量含む）

	H13	H14	H15	H16	H17
総排出量（t/年）	15,455	15,631	15,122	13,512	14,669
リサイクル量（t/年）	4,243	4,250	4,070	3,856	3,421
リサイクル率 ¹ （％）	27.5	27.2	26.9	28.5	23.3

課題

ごみの減量

本市のごみ排出量及び1人1日あたりのごみ排出量は、微減傾向を示していますが、可燃ごみ1人1日あたりのごみ排出量は、ほぼ横ばいで推移しています。今後は、家庭系ごみ、事業系ごみともにさらなるごみ排出量の削減を目標に掲げ、市民一人ひとりがごみの減量を実行できるような取組みを行っていく必要があります。

資源化の推進

本市の資源化状況としては、ペットボトルの回収量は増加傾向にあり、缶類及びビン類の回収量は減少しています。また、それ以外の資源ごみは多少の増減の変動はあるものの、ほぼ横ばい程度となっています。リサイクル率は20%を超えており、資源化の取組みは進んでいるところですが、循環型社会の形成に向けて、より一層のリサイクルの取組みを展開することにより資源化を促進していく必要があります。

資源化の対象としては、可燃ごみに多く含まれる紙類や生ごみの資源化が考えられます。特に生ごみは、水分を多く含み、焼却効率を低下させるので、分別回収し、堆肥化などの資源物として回収する方法などを検討する必要があります。

一般廃棄物最終処分場の不足

本市で所有する一般廃棄物最終処分場の残余容量も少なくなっており、最終処分量の削減策の実施など対策を検討していく必要があります。

1：リサイクル率 = (資源回収量 + 中間処理後の資源回収量 + 集団回収量) ÷ (ごみ排出量 + 集団回収量)

中間処理・最終処分の現状

本市における可燃ごみの処理施設は、清掃センター、土肥戸田衛生センターがあり、竣工年はそれぞれ昭和 61 年、昭和 62 年となっており、稼働後 20 年以上経過していることから、施設の老朽化が進んでいます。

また、粗大・不燃・資源化施設としては、清掃センター、土肥リサイクルセンターがあります。なお、清掃センターの中で、飼料化施設は、現在稼働を休止しています。これらの施設では、近年の分別品目の増加に即した機能を有していません。

最終処分場は、柿木一般廃棄物最終処分場、年川一般廃棄物最終処分場、小峰一般廃棄物最終処分場があります。なお、三つの最終処分場は埋立の残量が少なくなっていますが、年川一般廃棄物最終処分場は、現在、拡張計画を進めています。小峰一般廃棄物最終処分場は現在休止中です。

施設の位置及び施設の概要



図 6 施設位置図

表 2 焼却施設の概要

施設名	処理方式	竣工年月	施設規模 (t/日)	敷地面積 (m ²)
清掃センター	准連続燃焼式 (ストーカ式)	昭和 61 年 4 月	50t/16h	11,207
土肥戸田 衛生センター	機械化バッチ燃焼 式(ストーカ式)	昭和 62 年 4 月 (基幹整備 平成 14 年 2 月)	30t/8h	14,783

表3 粗大・不燃ごみ処理施設の概要

施設名	処理方式	竣工年月	施設規模	敷地面積(m ²)
清掃センター リサイクル施設	破砕 (粗大ごみ処理施設)	平成9年4月	5t/5h	11,207
	選別・圧縮 (缶プレス施設)	平成元年4月	5t/5h	
	飼料化 (休止、厨芥施設)	昭和54年5月	5t/5h	
土肥リサイクルセンター	選別・破砕・圧縮	平成8年3月	5t/5h	807

表4 最終処分場の概要

施設名	埋立対象物	埋立方法	埋立開始年度	埋立面積(m ²)	埋立容積(m ³)
柿木一般廃棄物 最終処分場	焼却灰	サンドイッチ 方式	平成7年9月	4,702	34,580
年川一般廃棄物 最終処分場	ガラスくず、 ピンくずなど 安定品目	サンドイッチ 方式	昭和62年4月	9,460	36,038
小峰一般廃棄物 最終処分場	ガラスくず、 ピンくずなど 安定品目	サンドイッチ 方式	昭和57年4月	950	1,900

課 題

【広域での施設整備】

広域化については、平成9年5月、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長が各都道府県に対し「ごみ処理の広域化計画」の策定をするよう通知（衛環173号）したことを受け、広域化を進める動きが全国的に広がりました。

施設の広域化（集約化）を進めると、一般的にダイオキシン類の削減や公共事業費削減など様々な効果があるといわれています。

本市で所有する各焼却処理施設は老朽化が進んでおり、循環型社会の形成を目指した新たな施設の整備について進めていく必要があります。また、隣接する伊豆の国市においても焼却処理施設の老朽化がみられることから、両市の既設の焼却施設を統合し、広域での共同処理を行う必要があります。

また、本市で所有する各資源化施設についても、近年の資源ごみの増加にあった機能を有していないことから、より効率的な処理を行うために、広域化を含めた新たな施設整備について検討していく必要があります。

4 基本理念（本編P.17）

循環型社会形成に向けた基本原則

平成13年4月に施行された資源有効利用促進法では、循環型社会を形成していくために、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組みを総合的に推進していくことを定めています。

発生抑制（リデュース）

“もの”の発生自体を抑制することにより、廃棄物等になる量を削減していくことです。

再使用（リユース）

“もの”が“循環資源”となった場合、まず、環境負荷の少ない再使用を目指すことです。

再資源化（リサイクル）

再使用が不可能な“循環資源”については、資材または原材料としての利用（マテリアル・リサイクル）を目指し、熱回収が可能なものについては熱を得ることによる有効利用（サーマル・リサイクル）を目指します。

また、平成13年1月に施行された循環型社会形成推進基本法では、環境負荷をできる限り低減するという観点から、以下の優先順位が定められています。

発生抑制(リデュース) 再使用(リユース) 再生利用(マテリアル・リサイクル)、
熱回収(サーマル・リサイクル) 適正処分(から までで有効利用が不可能な“循環資源”については、埋立など、適正処分を目指すことです。)

本市においても、この基本原則に基づき、住民・事業者・行政が意識を高めるとともに、さらにグリーン購入¹に努めるなど、持続可能な循環型社会形成に向けた各種取組みを実施する必要があります。

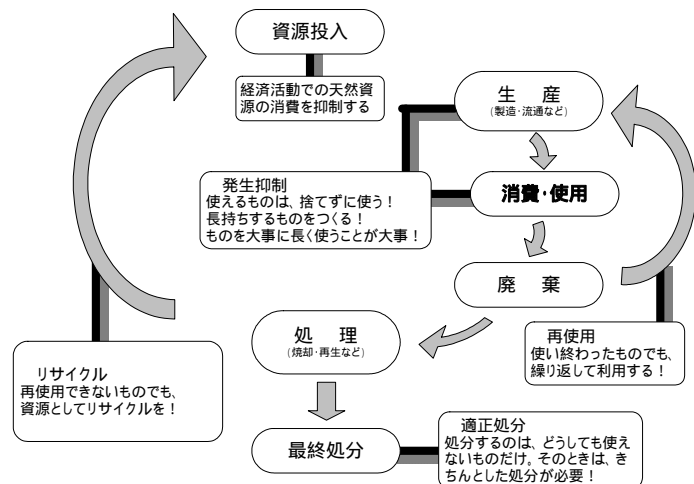


図7 循環型社会のイメージ

- 1 グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

基本理念

ごみ処理問題を解決していくためには、大きな目的である環境負荷の低減を目指すとともに、減量化、資源化を推進することにより循環型社会の構築を目指すことが重要です。

そこで、本計画では、環境負荷低減を目指した安心・安全な循環型社会を構築することを理念として掲げ、この実現に向けたごみ処理システムをつくり上げていくものとします。

環境負荷低減を目指した安心・安全な循環型社会の形成

3. 基本方針

基本理念を達成するため、行政、市民、事業者がそれぞれの役割と責務に応じて主体的に行動し、協働で以下の基本方針の実現を目指します。

“もの”の発生及び排出抑制の推進

廃棄物問題の源である、“もの”の発生そのものを抑制します。

循環資源のリユース（再使用） リサイクル（再生利用）

発生した“もの”は、循環資源として捉え、これらのリユース、リサイクルを行います。

適正処理の確保

処理が必要な“もの”については、焼却などの中間処理や、埋立などの最終処分を安全かつ適正に行います。

環境学習・啓発活動の推進

市民のごみへの意識を向上させ、ライフスタイルの変化を促すため、環境学習の機会を整備するとともに、効果的な啓発活動を推進します。

環境負荷を低減するごみ処理システムの構築

環境負荷の低減など地球環境の保全という視点にたった安心・安全なごみ処理施設の整備を進めます。

5 将来目標（本編P.19）

ごみ処理の基本理念を効果的に推進し、実効性を確保するため、本市で達成すべき減量化・資源化に関する達成目標を設定します。

目標設定は、計画目標年次の平成 33 年度と併せて、中間年度として、新しい焼却施設の稼働を予定している平成 25 年度も設定することとします。

ごみ排出量の削減目標

集団回収量を含めた総排出量（ごみ発生量）を、現状実績（平成 17 年度）に対し、平成 25 年度までに 5%以上削減します。また、目標年次の平成 33 年度までに 10%以上減少させることを目指します。

表 5 将来目標

項目	平成 17 年度	25	33
総排出量（t/年）	14,669	13,208	12,552

リサイクル率の目標

リサイクル率は、平成 25 年度までに 30%を達成します。また、目標年次の平成 33 年度には、30%以上を維持していくことを目指します。

表 6 将来目標

項目	平成 17 年度	25	33
リサイクル率	23.3%	33.2%	33.6%

最終処分量の削減目標

最終処分量は、現状実績（平成 17 年度）に対し、平成 25 年度までに 50%以上削減します。また、目標年次の平成 33 年度においてもこの削減量を維持していきます。

表 7 将来目標

項目	平成 17 年度	25	33
最終処分量（t/年）	1,458	561	532
最終処分率	9.9%	4.2%	4.2%

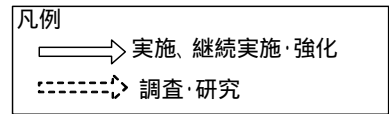
表 8 国・県の目標

	排出量	リサイクル量	最終処分量
国の目標	（平成 22 年度目標） 現状（平成 9 年度）に対し、約 5%削減	（平成 22 年度目標） 約 24%に増加	（平成 22 年度目標） 現状（平成 9 年度）に対し、おおむね半分
静岡県循環型社会形成計画 （平成 18 年 3 月策定）	（平成 22 年度目標） 現状（平成 15 年度）に対し、約 10%削減 注）集団回収除く。	（平成 22 年度目標） 約 30%に増加	（平成 22 年度目標） 現状（平成 15 年度）に対し、おおむね半分

6 施策推進のスケジュール(ごみ処理計画)(本編P.31)

施策の推進スケジュールを以下に示します。

表9 施策推進のスケジュール



(減量化・資源化計画)

施策の名称等	施策の概要	事業計画	前期					中期、後期 (24以降)
			19	20	21	22	23	
ごみの有料化	ごみ処理手数料徴収の検討等を進める。	手法の検討	手法の検討					
各種普及啓発	環境教育強化、イベントの開催、人材育成等を進める。	継続実施・強化						
各種助成	集団回収の助成、生ごみ処理機購入助成等を進める。	継続実施・強化						
レジ袋対策・マイバッグ運動	レジ袋対策・マイバッグ運動について調査・研究を進める。	調査・研究						
事業者への減量・資源化指導	資源回収システム整備、減量化計画策定等の指導を進める。	継続実施・強化						
事業者の生ごみ資源化の支援	事業所が進める生ごみ資源化(堆肥化)の支援を行う。	継続実施・強化						
新たな資源化品目の検討	新たな資源化品目(紙類、厨芥類)の調査・研究を進める。	調査・研究						

(収集運搬計画)

施策の名称等	施策の概要	事業計画	前期					中期、後期 (24以降)
			19	20	21	22	23	
分別区分の変更	共同処理に先立ち、分別品目の統一を進める。	実施	実施					
収集運搬体制の見直し	収集運搬体制の見直しを進める。	実施						
収集車両による環境負荷低減・低公害車の促進	環境負荷低減手法の調査・研究を進める。	調査・研究						
高齢者に配慮した収集・運搬の促進	高齢者対策の調査・研究を進める。	調査・研究						
直接搬入するごみの対応	既存施設の利用を含めたごみの受け入れ拠点の整備を検討します。	検討						

(中間処理計画・最終処分計画)

施策の名称等	施策の概要	事業計画	前期					中期、後期 (24以降)
			19	20	21	22	23	
既存施設の適正な維持管理	施設更新計画と調整しつつ、既存施設の適正な維持管理を行う。	維持管理						
新ごみ処理施設整備	熱回収を行う焼却施設を整備する。	実施				建設工事 H24まで		
破碎・資源化処理の検討	破碎・資源化処理について検討する。	調査・研究						
年川一般廃棄物最終処分場の拡張	ガラスくず、びんくずなど安定品目を埋め立てるため、拡張を進める。	実施	拡張工事					
焼却灰を埋め立てる一般廃棄物最終処分場の整備	焼却灰を埋め立てる一般廃棄物最終処分場の調査・研究を進める。	調査・研究						

(その他の計画)

施策の名称等	施策の概要	事業計画	前期					中期、後期 (24以降)
			19	20	21	22	23	
再生利用品の需要拡大事業	再生利用品の需要拡大に向け啓発活動を強化する。	継続実施・強化						
不法投棄対策	不法投棄の監視体制の強化に努める。	継続実施・強化						
災害時の廃棄物処理	災害時の廃棄物処理について各処理施設の連携強化を進める。	継続実施・強化						
美化活動等によるごみの受入れの検討	美化活動等によるごみの受入れの検討を進める。	調査・研究						
市民・事業者等の協力体制	市民・事業者・市の3者の協働関係の強化を進める。	継続実施・強化						

7 生活排水処理の現状と課題（本編 P.33）

生活排水処理率

本市の生活排水の処理率を示します。

生活排水処理率とは、生活排水（し尿、生活雑排水）が全て処理されている人口（公共下水道人口、農業集落排水施設人口、コミュニティプラント人口、合併浄化槽人口が該当）の処理区域人口に対する比率をいうものとします。次の算定式で求めます。

「生活排水が全て処理されている人口」÷「処理区域内人口」×100（％）

生活排水処理率は、年々増加傾向にあり、平成 17 年度には、68.9%となっています。

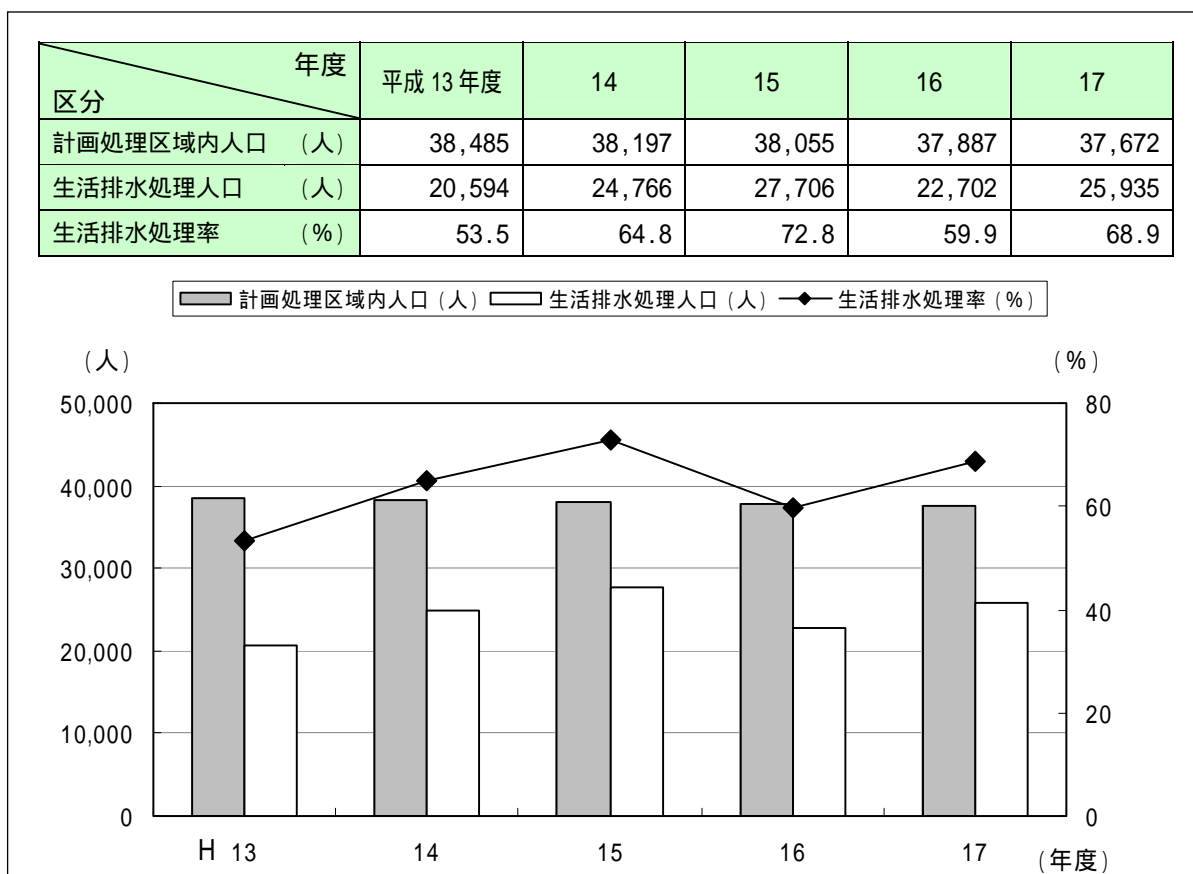


図 9 生活排水の処理率

水洗化率

本市の水洗化率の推移を示します。

水洗化率とは、下水道が整備され、下水を下水処理場により処理することが可能な区域（処理区域）で、実際に排水設備を設置し、下水を下水処理場で処理している人口（供用人口）の割合です。

本市では、平成 17 年度で 79.7%となっており、直近の 4 年間は増加傾向にあります。今後も、水洗化率を高めていきます。

表 10 水洗化率

年度	整備面積 (ha)	処理区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
平成 13	484.1	16,571	13,124	79.2
14	495.1	17,463	13,586	77.8
15	504.7	17,924	14,135	78.9
16	522.0	18,558	14,681	79.1
17	537.6	18,933	15,092	79.7

し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理の状況

収集状況

収集実績

汲取りし尿及び浄化槽汚泥の収集実績を示します。

(単位: kl)

	汲取り(し尿)		浄化槽汚泥(合併・単独)		合計	
	3地区合計	土肥地区	3地区合計	土肥地区	汲取り(し尿)	浄化槽汚泥
平成13年度	308	158	8,289	1,964	466	10,253
14	220	205	8,392	1,924	425	10,316
15	284	142	8,230	1,784	426	10,014
16	265	139	7,855	1,754	404	9,609
17	265	113	7,968	1,769	378	9,737
計	2,255	1,175	57,317	13,175	3,430	70,492

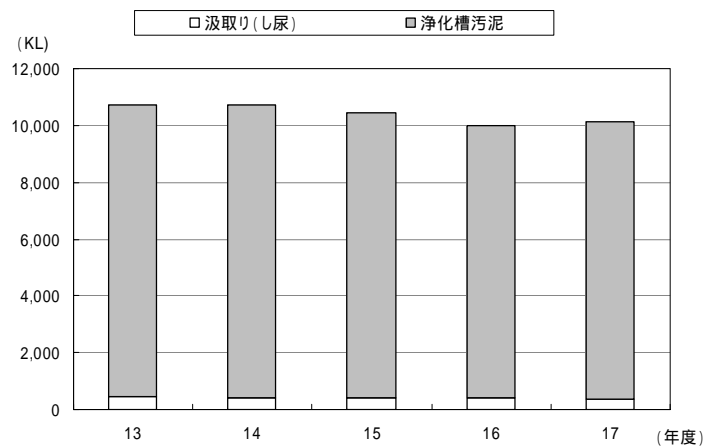


図 10 浄化槽汚泥及び汲取りし尿の収集実績

し尿処理施設の概要

沿革

本市では、修善寺地区、土肥地区、天城湯ヶ島地区、中伊豆地区の生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥を伊豆市清掃センター及び土肥衛生プラントにて適正処理しています。それぞれの施設の位置を図 1-6 に、施設の概要を表 1-3 に示します。

それぞれの施設は、適正な処理が継続して行えるよう、定期的に保守点検を行っています。施設の保守点検は、各装置や機器類の作動状況、施設全体の運転状況及び放流水の水質などを調べ、故障や異常を早期に発見し、予防措置を講じています。また、清掃を行うことにより、保守点検と並んで生活排水処理の機能を維持しています。

しかしながら、清掃センターは昭和 40 年度に、土肥衛生プラントは昭和 38 年度に竣工した施設であり、長期の施設供用により老朽化が進んでいます。

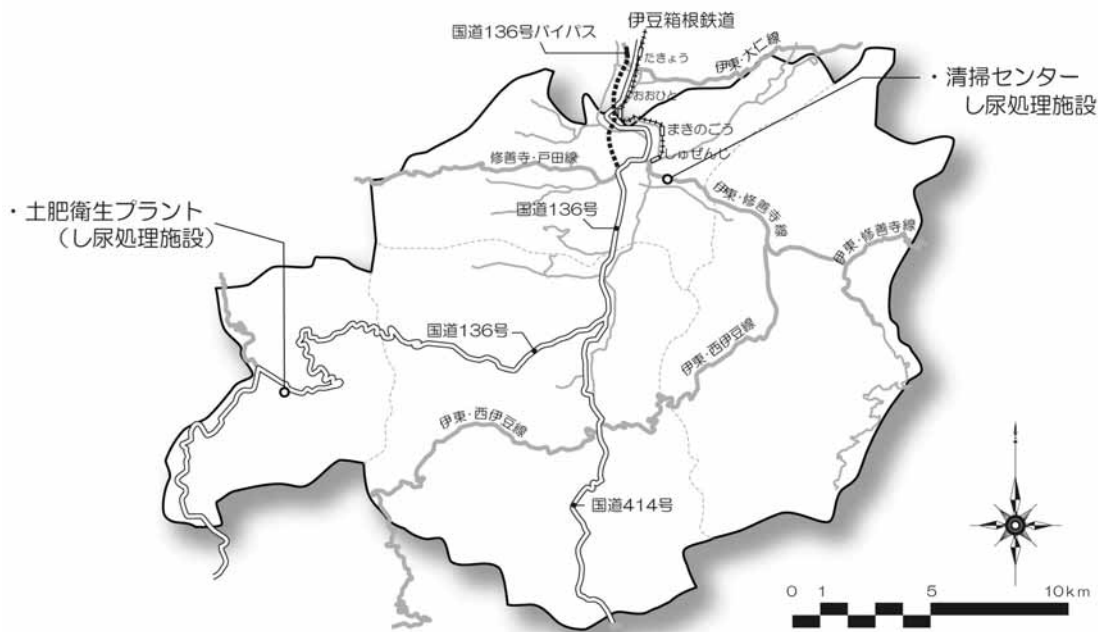


図 11 施設の位置図

し尿処理施設の概要

表 11 し尿処理施設の概要

施設名	竣工年度	施設規模
清掃センターし尿処理施設	昭和 40 年度	36k l / 日
土肥町衛生プラント	昭和 38 年度	16.7k l / 日

課題

生活排水の処理率の向上

本市の水洗化率はおよそ 80%程度であり、依然として生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口が多く残っています。これら、生活雑排水が未処理となっている世帯に対し、下水道接続や農業集落排水施設接続を誘導するとともに、それぞれの処理区外では、合併処理浄化槽設置を働きかけていく必要があります。

現有し尿処理施設の老朽化

し尿・浄化槽汚泥の処理については、現在、清掃センターし尿処理施設、土肥衛生プラントの 2 つのし尿処理施設により処理を行っていますが、伊豆市清掃センターし尿処理施設、伊豆市土肥衛生プラントはそれぞれ稼働から 41 年、43 年が経過し、老朽化が心配されることや、現在の処理量が施設の最大処理能力と乖離し、効率的な運転が難しくなることが心配されるため、今後、施設の統合を含め新たな施設の整備について検討していく必要があります。

広報・啓発活動

市民に対し生活排水処理の重要性を啓発するために、広報、パンフレットなどにより PRするとともに、合併浄化槽への転換時の助成の認知や、誘導策など、市民による生活排水処理対策活動への参加推進の方策を講じる必要があります。

また、適切な浄化槽維持管理の必要性から、浄化槽の保守・点検、清掃及び検査の徹底を図るよう指導していく必要があります。

8 基本理念（本編 P.47）

基本理念

本市の良好な生活環境、特に水環境を守るためには、狩野川流域の環境保全が欠かせないことと思います。生活排水の現況を振り返ってみると、各家庭での水洗化はほぼ達成したものの、未処理の排水が公共用水域に流れ、狩野川流域の汚濁負荷を大きくしていることが心配されます。これらを低減することで、健全な水環境を維持することは、本市および市民のみなさまにとっても欠かせないことと考えます。

本市での生活排水処理について、地区ごとに異なった現状を踏まえ、以下のとおり基本的な方針を定めることとします。

基本方針

生活排水の負荷の低減について

生活雑排水は、一定量を超えて処理をせずに河川などへ放流すると、河川そのものが持つ浄化能力には限界があるので、河川の汚濁が進むこととなります。狩野川の上流地域が AA 類型でありながら、下流域では A 類型なのは汚濁分が過負荷であることを示しています。生活雑排水が発生することは市民生活を行う上で避けてはとおれませんが、排水中の汚濁負荷を減らすため、使用する洗剤の低減や、食用油の適正な廃棄などについて、市民の皆様にご啓発するとともに、水質浄化についての正しい理解を広報することが必要です。

生活排水処理区域の拡大について

下水道整備区域及び農業集落排水処理区域における生活排水処理については、従来どおり下水道や農業集落排水施設による処理対象者の増加を誘導します。それ以外の区域においては、合併処理浄化槽による処理を誘導することにします。

特に、合併処理浄化槽の設置については、継続的に補助を行い、未処理地域の解消を積極的に誘導していくこととします。

新たな施設について

し尿・浄化槽汚泥の処理については、効率的で経済的な処理が可能になるよう、今後、新たな施設の整備について検討します。

9 将来目標（本編 P.48）

収集運搬に関する目標

計画収集区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に収集を行うことはもちろん、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図り、施設への搬入量の変動を抑えるために計画的な収集を行うことを目標とします。

中間処理に関する目標

中間処理量は、原則として計画収集区域から発生する汲取りし尿及び浄化槽汚泥の全量とします。なお、将来、汲取りし尿及び浄化槽汚泥の収集比率が変化した場合にも、質的量的変化に対応できる運転条件を検討していくこととします。

最終処分に関する目標

最終処分については、適正に処理し、最終的には無害化、安定化させることを目標とします。

資源化に関する目標

資源化については、水処理後に発生する汚泥を資源化し有効利用することを目標とします。

10 施策推進のスケジュール（生活排水処理計画）（本編 P.53）

施策の推進スケジュールを以下に示します。

表 12 施策推進のスケジュール

凡例
→ 実施、継続実施・強化
-----> 調査・研究

（排出抑制計画）

施策の名称等	施策の概要	事業計画	前期					中期、後期 (24以降)
			19	20	21	22	23	
下水道への接続の推進	下水道供用開始区域内の住宅に対し接続を誘導する。	継続実施・強化						→

（収集運搬計画）

施策の名称等	施策の概要	事業計画	前期					中期、後期 (24以降)
			19	20	21	22	23	
し尿及び浄化槽汚泥の運搬	迅速かつ衛生的に収集運搬を行う。	継続実施・強化						→

（中間処理計画）

施策の名称等	施策の概要	事業計画	前期					中期、後期 (24以降)
			19	20	21	22	23	
合併浄化槽への転換を図る補助金交付	単独浄化槽、汲取りトイレから合併浄化槽への転換を誘導する。	継続実施・強化						→
新たなし尿処理施設の整備の検討	新たなし尿処理施設の整備について検討する。	検討						----->

（資源化計画・最終処分計画）

施策の名称等	施策の概要	事業計画	前期					中期、後期 (24以降)
			19	20	21	22	23	
処理汚泥の資源化	し尿処理工程から排出された汚泥等の資源化を進める。	継続実施・強化						→
最終処分量の削減	し渣の焼却処理、処理汚泥の資源化を進める。	継続実施・強化						→

（その他の計画）

施策の名称等	施策の概要	事業計画	前期					中期、後期 (24以降)
			19	20	21	22	23	
浄化槽の適正な維持管理	浄化槽の定期的な保守・点検、清掃及び検査の徹底を進める。	継続実施・強化						→
災害時における生活排水処理の適切な対応	災害時における適切な廃棄物処理の計画を策定する。	継続実施・強化						→
住民に対する広報・啓発活動	広報誌等により積極的な普及啓発を行う。	継続実施・強化						→
諸計画との整合	関係機関との調整を図る。	継続実施・強化						→